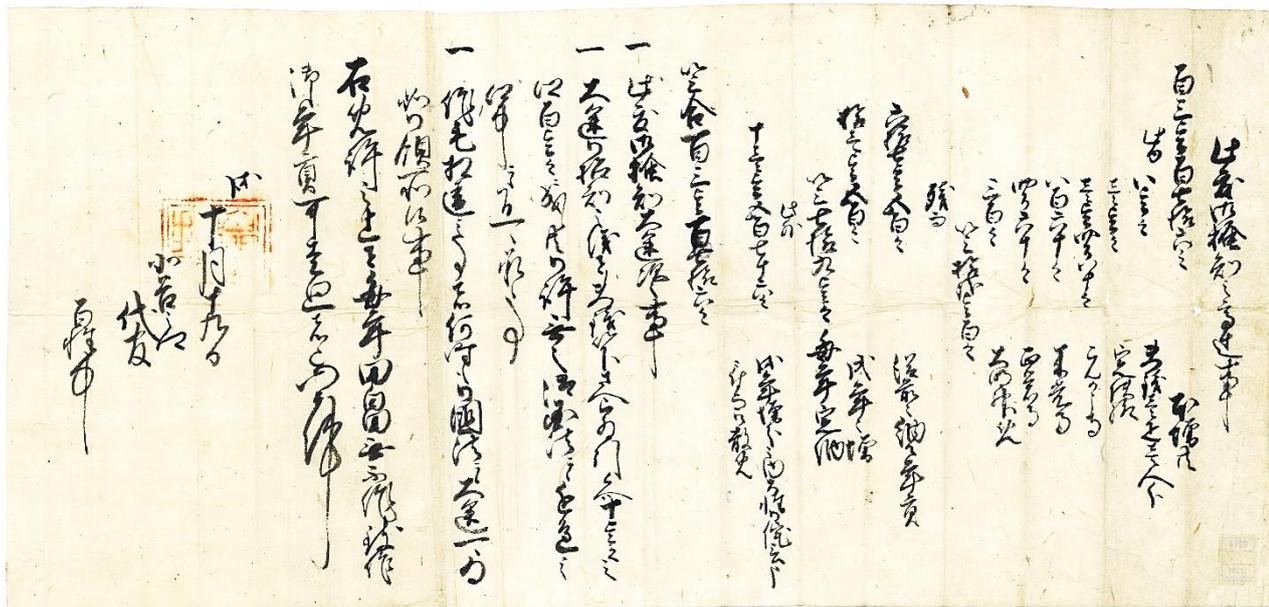


（飯塚馨家文書 P八二二四 No.二二二八七）



《新文》

此度御検知之高辻事

百三貫百七拾六文

此内 八貫文

壹貫文

壹貫四百八十文

八百六十文

四百六十文

三百文

以上拾貳貫百文

残而

六拾七貫五百文

拾壹貫五百文

以上七拾九貫文

此外

十壹貫五百七十六文

戊年増分之内、百姓御佗言申
二付而御赦免

以上合百三貫百七拾六文

一此度御検知大途次之事

一大途御検知之儀者、夫錢以下さへ被レ為レ引候へ八、十貫文之

郷百貫文ニ成候共、御許無レ之御国法ニ候、近辺之

郷中ニ候間、可レ承レ候事

一作毛相違之事者、何時も御国法ニ候、大途可レ為レ

如ニ御領所ニ候事

右免許之辻者、毎年田畠無ニ不作一致レ作、

御年貢可ニ走廻一者也、仍如レ件、

戌 朱印(翁邦挹福)

十月十九日

北谷之郷

代官

百姓中

《読み下し文》

この度（たび）御検知の高辻（たかつじ）の事

百三貫百七十六文

本増（ほんぞう）とも

此の内 八貫文

夫銭（ぶせん）一疋一人分

壹貫文

定使給（じょうしきゅう）

壹貫四百八十文

金剛寺

八百六十文

来光寺

四百六十文

正覚寺

三百文

大明神免

以上十二貫百文

残而

六拾七貫五百文

前々より納める御年貢

十一貫五百文

戌年の増し

以上七十九貫文 毎年の定納（じょうのう）

此の外

十壹貫五百七十六文

戌年増分（ぞうぶん）の内、百姓（姓）

御侘言（わびごと）

申すに付いて御赦免（しやめん）

以上合わせ百三貫百七十六文

一、此の度の御検知（ごけんち）大途（だいと）次（なみ）の事

一、大途御検知の儀は、夫銭（ぶせん）以下さへ引かせられ候へば、

十貫文の郷百貫文に成り候とも、御許（ゆるし）之（これ）無き御

国法（こくほう）に候、近辺の郷中に候間、承（うけたまわ）るべ

く候事

一、作毛相違の事は、何時も御国法に候、大途御領所（ごりょうしょ）

の如（ごと）くたるべく候事

右免許の辻は、毎年田畠（たはた）不作無く作（さく）致し、御年貢

走廻（はしりまわ）るべき者也、仍って件（くだん）の如（ごと）し

戌（北条氏邦朱印「翁邦挹福」）

十月十九日

北谷之郷

代官

百姓中

《用語》

【検知】検地。田畑の面積、収量の調査をするため領主が農民の田畑を調査すること。

【高辻・たかつじ】年貢として納められる分米や石高の合計。

【貫・かん】銭を数える単位。一文銭一〇〇枚を一貫とする。中世では土地や所領の規模、負担能力などの表示に用いられた単位。土地・所領の貫高（かんだか）は、年貢や軍役の賦課基準となった。

【本増共・ほんぞうとも】元々の年貢と増加した分の年貢。

【夫銭・ぶせん】陣夫・大普請・郡代夫などの夫役確保のために年貢分から免除を出したと考えられる。

【定使・じょうし、じょうつかい】大名・領主との連絡役、村内への触役を勤める存在。

【こんかう寺・金剛寺】藤岡市三波川の下三波川にある真言宗豊山派寺院。

天正十四年の検地では寺領一貫八十文があり（本文書）、近世には朱印高五石があった（「元文3年村明細帳」）。

【来光寺】来迎寺。今も下三波川に所在する寺院。真言宗智山派で、金剛寺以前よりあったという。

【正覚寺】かつて金剛寺の西隣にあった金剛寺末の真言宗寺院、現存しない。

【大明神免】免とは免田・給田をさす。年貢・課役などが大明神の収益として課税対象から控除された額をさす。かつて三波川村の惣社とされた姥大明神の収益のことか。中世では、特定の田地や在家の領主に対する年貢・課役分を荘官などに「く免」として報酬を支給していた。

【定納・じょうのう】定められた年貢を納めること。

【侘言・たげん】わびごと。窮状を訴えること。嘆願すること。請願。

【御赦免・ごしやめん】免除。

【大途・だいと】太守。国守。殿様。北条氏の公儀を示す文言のうち、特に北条家当主を指す。

【国法・こくほう】国のおきて。ある特定の国の法。

【作毛…さくもつ】稲や麦など、田畑からの収穫物。また、そのできればえ。作柄（さくがら）。さくげ。

【御領所…りようじよ】所領している所。領有している土地。領地。

【不作…ふさく】作物の出来が悪いこと。また、そのさま。凶作。違作。

【走廻…はしりまわる】あちろこちろをかけめぐる。かけずりまわる。尽力する。奔走する。奉仕する。

【印文…「翁邦挹福（きむつほうふうふく）」の朱印】北条氏邦（一五四一もしくは一五四三〜一五七九年）の用いた朱印。氏邦は武蔵国天神山・鉢形、上野国箕輪の城主。北条氏康の四男。永祿元年（一五五八）頃藤田泰邦娘との婚姻によつて藤田家の家督を継承。同七年天神山城（埼玉県長瀬町）に入り実名氏邦を名乗り、印文「翁邦挹福」の朱印状を発給して領支配を開始。天正三年（一五七五）頃から受領名安房守を用いる。同七年の越相同盟破綻後、北条氏の上野国進出の中心的役割を担い、同十年箕輪城（群馬県高崎市）を拠点に上野国の北条領国化をすすめ、同十五年九月には家臣の猪俣邦憲を箕輪城に、齋藤定盛を大戸城（同東吾妻町）に配置して支配を展開（『戦国人名辞典』吉川弘文館）。

《解説》

この文書は、天正十四年（一五八六）に行われた検地の結果を村宛てに通知した検地書出である。

前半部には新しく決定された年貢高が記されている。検地で把握された貫高一〇三貫一七六文から、夫銭八貫文など一一貫一〇〇文を年貢免除として控除し、以前の年貢額六七貫五〇〇文に増分の半分弱の一一貫五〇〇文を年貢額に加えた七九貫文が、新しい年貢額に決まっている。増分の残りの一一貫五七六文は百姓の佗言（訴願）によつて年貢免除された。

後半部には検地に当たつての、次のような北条氏の方針が記されている。

- 一 この度の御検地は、北条家当主が行う検地の方式に則し行つ。
- 二 北条家が行う検地は、夫銭などさえ引けば、十貫文の郷が百貫文に

なつたとしても控除を行わないことは御国法に示されている。近辺の郷中であるので、承知すること。

三 作物の相違（異なる作物を作ること）は、何時も御国法によるので決まった作物を耕作しなさい。北条家当主の領所（領地）と同様にする。右の通り免許した年貢は、毎年田畑の不作なく耕作し、年貢の納入について尽力するよう、代官・百姓中に命じている。

代官は小代官とも呼ばれ、年貢を徴収する側、百姓中は名主以下の村の構成員である。飯塚氏は別の文書で名主免を与えられており、名主であつたと見られる。

検地の目的は、北谷郷の範囲を確定し、その中の耕地を把握することにあつた。北条領では一反（三六〇歩）当たりの基準貫高は田地五〇〇文・畠地一六五文（秋成一〇〇文・夏成六五文）であつたから、一〇三貫一七六文の畑の面積は六二町五反余となるという。

【参考】池上裕子『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年）。

◆参考…北条氏の検地◆

- ① 一反（三六〇歩）当たりの基準貫高は田地五〇〇文・畠地一六五文（秋成一〇〇文・夏成六五文）。
- ② 検地奉行を派遣して、郷村ごとに検地を実施し、「田畠面積×基準貫高」で郷村別貫高（村高＝検地高辻）を算出。
- ③ 村高より引方（公事免・定使免など必要経費）を除いて定納高＝年貢高を決定し、年貢の増分は基本的に北条氏が没収する。
- ④ 村高、田畠面積や貫高、控除分の明細、そこから算出される年貢高など、検地で決定された内容を書き記した文書（検地書出）が、北条氏から郷村・寺社に発給される。

【参考】佐脇栄智『後北条氏の基礎研究』（吉川弘文館、一九七六年）